

奈良県告示第二百八十三号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第二十六条の二第三号イの規定により、次のとおり個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）第十五条の二第三項の規定により告示する。

平成二十五年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所の所在地
平成二十五年十一月二十五日	独立行政法人国立文化財機構	東京都台東区上野公園一三番九号
平成二十五年十一月二十五日	社会福祉法人イエス団	神戸市中央区吾妻通五丁目二番二〇号
平成二十五年十一月二十五日	社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市大字桑才二九四番地五
平成二十五年十一月二十五日	社会福祉法人恩賜財団済生会	東京都港区三田一丁目四番二八号
平成二十五年十一月二十五日	独立行政法人国立高等専門学校機構	東京都八王子市東浅川町七〇一番二